

# 内部通報・外部通報の受付窓口

群馬県公立大学法人では、法令等の遵守を徹底し、法人における不正行為等の早期発見と是正を図るため、教職員、学生又は外部からの法令違反行為等に関する通報を受け付ける窓口を設けています。

## 通報の対象となる行為

---

- ① 法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- ② 個人の生命、身体、財産等を害し、又は害するおそれのある行為
- ③ 法人の業務運営を害し、又は害するおそれのある行為

注) ハラスメント、研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口は、別に設置しています。

## 通報窓口の利用者

---

- ① 法人の役員及び教職員（非常勤職員を含む）
- ② 法人との契約に基づいて法人の業務に従事する者（派遣労働者を含む）
- ③ 県立女子大学及び県立県民健康科学大学の学生
- ④ 過去に①～③であった者
- ⑤ 法人と取引している事業者又は取引を検討されている事業者等

## 通報の方法

---

郵便、電話、電子メール又は面会（口頭）のいずれかの方法で受け付けます。

通報する場合は、次の事項を明らかにしてください。

- ① 氏名\*
- ② 所属、役職名\*
- ③ 連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- ④ 法令に違反している行為等
- ⑤ 通報内容が真実であることの証拠等

※匿名による通報は、通報内容を信じるに足る相当の理由が認められる場合に限り受理します。

## 通報窓口

---

群馬県公立大学法人事務局 監査担当

〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手 1395-1

TEL (0270) 65-8514

E-mail kansa@mail.gpwu.ac.jp

電話・面会の受付時間 8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

## 通報者の保護等

---

通報者に対して、通報したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、通報に関する秘密は厳守します。

# 群馬県公立大学法人 内部通報・外部通報の手続きの流れ

